

## 名古屋大学医学部附属病院先端医療開発部研究支援業務に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、学内又は学外からの研究者の依頼に基づいて行われる名古屋大学医学部附属病院先端医療開発部（以下「先端医療開発部」という。）において実施する研究支援（以下「研究支援」という。）業務の受託に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受託基準)

第2条 研究支援業務は、先端医療開発部長が適当と認めた場合において、これを受託することができる。

(研究支援の依頼及び承認)

第3条 研究支援を委託しようとする者（以下「依頼者」という。）は、別に定める業務依頼書（以下「依頼書」という。）を先端医療開発部長に提出しなければならない。

2 先端医療開発部長は、前項の依頼書を受理した場合は、研究支援業務の受託の諾否を決定し、その結果を別に定める研究支援業務諾否通知書にて依頼者に通知するものとする。

(研究支援業務の料金)

第4条 研究支援業務の実施にあたって、前条第2項の承諾を得た依頼者は、別に定める料金を納入するものとする。

2 先端医療開発部長は、学内の研究代表者から別に定める研究支援業務にかかる料金額の免除申請書の提出があり、特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、料金の全部又は一部を免除することができる。

(料金の徴収)

第5条 料金の徴収は、次に掲げる方法によるものとする。

一 学内の研究者については、費用の振替によること。ただし、政府補助金（政府補助金の交付者が料金の負担を認めていないものを除く。）で負担する場合にあっては、名古屋大学の発行する納入依頼書（以下「納入依頼書」という。）によること。

二 学外の研究者については、納入依頼書によること。

(雑則)

第6条 この内規によるもののほか、研究支援業務に関し必要な事項は、先端医療開発部長が定める。

附 則

1 この内規は、平成28年10月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

2 この内規の施行日において、研究支援業務の料金に相当する金額が研究費用として予算措置されていない依頼に対しては、第4条第1項にかかわらず、料金の納入を免除することができる。

附 則

この内規は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年11月1日から施行する。